

七ヶ浜町地域防災計画 新旧対照表 (案)

[風水害対策編]

令和5年 2月

七ヶ浜町防災会議

七ヶ浜町地域防災計画[風水害対策編] 新旧対照表 (案)

頁	現行 (令和2年3月)	修正後	備考
1	<p>第1章 災害予防対策</p> <p>第1節 風水害等に強い町土づくり</p> <p>第1. <u>風水害防災対策の整備</u></p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>これらの水害等の軽減を図るため、排水路等の整備促進を図る<u>共に、風水害防災体制並びに情報伝達体制の強化により、風水害予防対策を推進する。</u></p> <p><u>①水防管理団体の責務</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第1章 災害予防対策</p> <p>第1節 風水害等に強い町土づくり</p> <p>第1. <u>水害予防対策</u></p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>これらの水害等の軽減を図るため、排水路等の整備促進を図る<u>など、水害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。</u></p> <p><u>2. 水防管理団体の責務</u></p> <p><u>3. 気象、水位等の観測</u></p> <p><u>災害時はもとより、常時、河川及び海岸の状況を把握し、緊急時に備えるために、必要な箇所に雨量、水位、流量、風、潮流、波浪の観測施設を設置して観測を行う。</u></p> <p><u>また、観測機関相互の情報交換、連携に努める。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化 記述の適正化</p>
2	<p>4. 水防活動体制の整備</p> <p>(2) <u>資機材等の整備・充実</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4. 水防活動体制の整備</p> <p>(2) <u>水防応急資機材等の整備・充実</u></p> <p><u>6. 水防計画の作成</u></p> <p><u>水防管理団体(町)の管理者が、水防計画を作成するときは次の事項について考慮する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●水防活動組織及び活動体制の確立 ●河川管理施設の管理及び操作 ●重要水防箇所及び指定河川洪水予報、水防警報等の区域の指定 ●水防施設及び水防資機材の整備 </div>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

3	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>気象、水象の観測及び通報等の活用</u> ●<u>通信連絡体制及び水防標識等の整備</u> ●<u>水防活動従事者の安全確保</u> ●<u>他の水防機関との協力及び応援体制（河川管理者の同意及び協力を含む）</u> ●<u>その他水害を予防するための措置</u> <p><u>7. 農地防災対策及び農地保全対策</u> <u>町は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。</u> <u>また、農業用ため池について、施設管理者と調整の上、防災重点ため池のハザードマップの作成や公表等、関係住民への適切な情報提供を図る。</u></p> <p><u>8. 大規模氾濫減災協議会を活用した連携体制の構築</u> <u>複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるための洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。</u></p> <p><u>9. 雨水出水浸水想定区域の指定</u> <u>町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
---	--	---	---

<p>4</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>第2. 高潮、波浪等災害予防対策</p> <p>1. 目的</p> <p>高潮、<u>津波</u>等の災害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に係る計画を定める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>水継続時間等を公表するとともに、都道府県知事にあつては関係市町村の長に通知するものとする。</u></p> <p><u>10. 超過洪水対策</u></p> <p><u>町は、高規格堤防の整備等、超過洪水対策を推進する。</u></p> <p>第2. 高潮、波浪等災害予防対策</p> <p>1. 目的</p> <p>高潮、<u>波浪</u>等の災害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に係る計画を定める。</p> <p><u>3. 国土保全事業の施行</u></p> <p><u>町は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれ必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。また、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進する。</u></p> <p><u>(1) 海岸保全事業の施行</u></p> <p><u>町は、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等、地形的条件等を考慮しつつ、海岸保全施設の整備を推進する。</u></p> <p><u>①農地海岸保全</u></p> <p><u>農地海岸の背後農地と、そこで展開される農業生産活動を守るため、海岸保全施設整備事業を施行する。</u></p> <p><u>②港湾海岸保全</u></p> <p><u>港湾区域に係る港湾施設整備並びに海岸保全施設整備事業を実施する。また、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
----------	--	---	---

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等に関しては県が調査を行い、必要な箇所の地域指定を実施するとともに関係者に周知徹底を図る。

(1) 現況

町内の土砂災害特別警戒区域指定箇所は、7箇所となっている。

自然現象の種類	溪流又は箇所名	所在地
土石流	白坂沢	花渕浜字白坂
急傾斜地の崩壊	古館	花渕浜字古館、字寺坂
急傾斜地の崩壊	天神堂	花渕浜字天神堂
急傾斜地の崩壊	後田	松ヶ浜字浜屋敷、字洞坂
急傾斜地の崩壊	汐見台の2	汐見台三丁目
急傾斜地の崩壊	坂口	松ヶ浜字謡
急傾斜地の崩壊	後田2	松ヶ浜字後田、字浜屋敷、字西沢田

(資料：土砂災害警戒区域指定箇所・宮城県公式ウェブサイト平成29年2月)

3. 急傾斜地崩壊対策事業の推進

(1) 現況

町内の急傾斜地崩壊危険箇所は22箇所となっている。

《急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面1）》

箇所名	位置		地形			人家戸数	公共的建物		公共施設		急傾斜地崩壊危険区域の指定
	大字	小字	延長	傾斜度	高さ		種類	数	種類	数量	
舩形	湊浜	舩形	160	75	12	17	二	二	二	二	二
熊野	湊浜	熊野	70	52	8	11	神社	1	二	二	二
後田	松ヶ浜	後田	90	55	9	5	集会所	1	二	二	二
葦ヶ森	菖蒲田浜	葦ヶ森	530	78	10	61	二	町道	50	二	二
浜伊場	菖蒲田浜	浜伊場	75	43	6	7	二	二	二	二	二

(削除)

(削除)

3. 急傾斜地崩壊対策事業の推進

(1) 現況

町内の急傾斜地崩壊危険箇所は22箇所となっている。

《急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面1）》

箇所名	位置		地形			人家戸数	土砂災害警戒区域告示年月日
	大字	小字	延長	傾斜度	高さ		
舩形	湊浜	舩形	195	9	48	15	19/03/26
熊野	湊浜	熊野	180	12	46	28	19/03/26
後田	松ヶ浜	後田	112	10	46	2	17/02/28
葦ヶ森	菖蒲田浜	葦ヶ森	491	14	48	18	17/12/26
浜伊場	菖蒲田浜	浜伊場	138	5	48	2	17/12/26
牛ノ鼻木	菖蒲田浜	牛ノ鼻木	81	5	53	2	17/12/26
上ノ山の1	花渕浜	上ノ山	160	90	20	12	二
上ノ山の2	花渕浜	上ノ山	223	8	47	6	20/03/27
古館	花渕浜	古館	114	6	67	4	17/02/28
天神堂	花渕浜	天神堂	56	8	49	2	17/02/28

実態に合わせて修正

牛ノ鼻 木	菖蒲 田浜	牛ノ 鼻木	160	66	6	10	二	二	二	二	二	
上ノ山 の1	花 浜	上ノ 山	160	90	20	12	郵便局	1	県道	60	82/05/18	急 625
上ノ山 の2	花 浜	上ノ 山	250	80	10	15	旅館	1	町道	90	82/05/18	急 625
古館	花 浜	古館	260	60	6	6	幼稚園 寺院	1 1	二 二	二 二	二 二	二 二
天神堂	花 浜	天 神 堂	85	46	5	8	二	二	二	二	二	二
清水の 1	代ヶ 崎浜	西八 ヶ森	300	70	20	18	公民館 消防ボ ンブ車 置場 漁協支 所	1 1 1	二 町道	200	82/05/18	急 626
清水の 2	代ヶ 崎浜	清 水	360	52	23	36	二	二	町道	500	86/03/14	急 298
土浜の 1	代ヶ 崎浜	土 浜	110	70	10	5	二	二	町道	60	二	二
影田の 1	代ヶ 崎浜	影 田	80	83	12	6	二	二	二	二	二	二
影田の 2	代ヶ 崎浜	影 田	80	83	12	6	二	二	二	二	二	二
小友	東宮 浜	小 友	138	48	14	9	二	二	町道	60	94/03/25	急 295
鶴ヶ湊	東宮 浜	鶴ヶ 湊	90	75	9	10	二	二	町道	90	二	二
東宮浜	東宮 浜	上ノ 台	120	70	6	6	二	二	二	二	二	二
鶴ヶ湊 の2	東宮 浜	丑山	152	60	18	8	二	二	二	二	二	二

清水の1	代ヶ崎浜	西八ヶ森	300	70	20	18	二					
清水の2	代ヶ崎浜	清 水	360	52	23	36	二					
土浜の1	代ヶ崎浜	土 浜	180	13	53	2	19/03/26					
影田の1	代ヶ崎浜	影 田	108	9	41	6	19/03/26					
影田の2	代ヶ崎浜	影 田	105	7	50	0	17/12/26					
小友	東宮浜	小 友	170	12	47	5	19/03/26					
鶴ヶ湊	東宮浜	鶴ヶ湊	90	75	9	10	二					
東宮浜	東宮浜	上ノ 台	245	6	50	7	19/03/26					
鶴ヶ湊の2	東宮浜	丑 山	305	14	51	9	19/03/26					
要害の3	東宮浜	要 害	286	9	44	11	17/12/26					
要害	東宮浜	要 害	210	8	46	10	19/03/26					
要害の2	東宮浜	左 道	374	7	54	11	19/03/26					

(資料：仙台土木事務所・急傾斜地崩壊危険箇所調査調書令和5年1月)

要害の 3	東宮 浜	要害	135	65	8	9	二	二	二	二	二
要害	東宮 浜	要害	113	55	7	6	二	二	町道	100	94/03/25 295
要害の 2	東宮 浜	左道	300	70	10	8	二	二	二	二	二

(資料：仙台北木事務所・急傾斜地崩壊危険箇所調査調書平成17年3月)

7

4. 治山対策

(1) 現況

《山腹崩壊危険地区》

地区名	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類	道路の数量	危険地区面積	傾斜の平均	進捗状況	保安林等	調査年
代ヶ崎 浜 字八ヶ 森	91	—	—	県道 市町村道	1,700	2	31.7	一部 概成	有	S61
東宮浜 字 鶴ヶ湊	5	漁港 施設	1	市町 村道	100	1	40.5	無	有	H21

(資料：仙台地方振興事務所・山腹崩壊危険地区平成20年10月)

(2) 治山対策

山地に起因する災害から住民の人命・財産の保全を図り、暮らしの安全性を確保するため、国及び県が行う土留め工事、落石防止策などの地産施設の設置や保安林の有する落石防止などの防災機能を維持、強化させるため山林の整備等の対策工事の促進を要請するとともに、必要に応じて協力する。

4. 治山事業

(1) 現況

《山腹崩壊危険地区》

地区名	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類	道路の数量	危険地区面積	傾斜の平均	進捗状況	保安林等	調査年
代ヶ崎 浜 字八ヶ 森	100	—	—	県道 市町村道	1,700	2	31.7	一部 概成	有	S61
東宮浜 字 鶴ヶ湊	2	漁港 施設	1	市町 村道	100	1	40.5	無	有	H21

(資料：仙台地方振興事務所・山腹崩壊危険地区平成30年4月)

(2) 治山対策

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から住民の人命・財産の保全を図り、暮らしの安全性を確保するため、町は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫等、災害の発生形態の変化等に対応する

「宮城県
地域防災
計画」の
修正

	<p><u>(追加)</u></p> <p>7 第4. 土砂災害防止法に基づく被害防止対策</p> <p>1. 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>町は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）」として指定するに<u>あたり</u>、県に対して必要な情報提供を行う。</p> <p><u>なお、現在は特別警戒区域7箇所が指定されている。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>ため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。また、山地災害危険地区については、現地の状況を踏まえて見直しを進め、市町村に対して周知するとともに、大雨等の後は、随時連携し、現地調査を実施する。</u></p> <p><u>5. 盛土による災害防止</u></p> <p><u>町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。</u></p> <p>第4. 土砂災害防止法に基づく被害防止対策</p> <p>1. 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>町は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）」として指定するに<u>当たり</u>、県に対して必要な情報提供を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) 現況</u></p> <p><u>現在は警戒区域43箇所が指定されている。</u></p> <table border="1" data-bbox="1115 997 1912 1430"> <thead> <tr> <th>自然現象の種類</th> <th>溪流又は箇所名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土石流</td> <td>白坂沢</td> <td>花湊浜字白坂</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>舂形</td> <td>湊浜字舂形、字砂山、湊浜一丁目、松ヶ浜字謡</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>上ノ山の2</td> <td>吉田浜字浜屋敷、字上ノ台、花湊浜字上ノ山</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>小友</td> <td>東宮浜字小友、字丑山、字神明</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>鶴ヶ湊の2</td> <td>東宮浜字丑山、字鶴ヶ湊、字神明</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>東宮浜</td> <td>東宮浜字上ノ台、字浜辺、字前畑</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>要害</td> <td>東宮浜字要害、字小畑</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>要害の2</td> <td>東宮浜字左道</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>影田の1</td> <td>代ヶ崎浜字八ヶ森、字前島</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象の種類	溪流又は箇所名	所在地	土石流	白坂沢	花湊浜字白坂	急傾斜地の崩壊	舂形	湊浜字舂形、字砂山、湊浜一丁目、松ヶ浜字謡	急傾斜地の崩壊	上ノ山の2	吉田浜字浜屋敷、字上ノ台、花湊浜字上ノ山	急傾斜地の崩壊	小友	東宮浜字小友、字丑山、字神明	急傾斜地の崩壊	鶴ヶ湊の2	東宮浜字丑山、字鶴ヶ湊、字神明	急傾斜地の崩壊	東宮浜	東宮浜字上ノ台、字浜辺、字前畑	急傾斜地の崩壊	要害	東宮浜字要害、字小畑	急傾斜地の崩壊	要害の2	東宮浜字左道	急傾斜地の崩壊	影田の1	代ヶ崎浜字八ヶ森、字前島	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>実態に合わせ修正</p>
自然現象の種類	溪流又は箇所名	所在地																															
土石流	白坂沢	花湊浜字白坂																															
急傾斜地の崩壊	舂形	湊浜字舂形、字砂山、湊浜一丁目、松ヶ浜字謡																															
急傾斜地の崩壊	上ノ山の2	吉田浜字浜屋敷、字上ノ台、花湊浜字上ノ山																															
急傾斜地の崩壊	小友	東宮浜字小友、字丑山、字神明																															
急傾斜地の崩壊	鶴ヶ湊の2	東宮浜字丑山、字鶴ヶ湊、字神明																															
急傾斜地の崩壊	東宮浜	東宮浜字上ノ台、字浜辺、字前畑																															
急傾斜地の崩壊	要害	東宮浜字要害、字小畑																															
急傾斜地の崩壊	要害の2	東宮浜字左道																															
急傾斜地の崩壊	影田の1	代ヶ崎浜字八ヶ森、字前島																															

		急傾斜地の崩壊	影田の2	吉田浜
		急傾斜地の崩壊	土浜の1	代ヶ崎浜字土浜、字清水
		急傾斜地の崩壊	要害の3	東宮浜字要害
		急傾斜地の崩壊	古館	花渚浜字古館、字寺坂
		急傾斜地の崩壊	天神堂	花渚浜字天神堂
		急傾斜地の崩壊	熊野	湊浜字熊野、字砂山、字船戸、字沼前
		急傾斜地の崩壊	葦ヶ森	菖蒲田浜字葦ヶ森
		急傾斜地の崩壊	浜伊場	菖蒲田浜字浜伊場
		急傾斜地の崩壊	牛ノ鼻木	菖蒲田浜字牛ノ鼻木
		急傾斜地の崩壊	後田1	松ヶ浜字浜屋敷、字洞坂
		急傾斜地の崩壊	東宮浜	東宮浜字丑山
		急傾斜地の崩壊	花渚浜	花渚浜字鹿野
		急傾斜地の崩壊	汐見台の1	汐見台六丁目、七丁目
		急傾斜地の崩壊	汐見台の2	汐見台三丁目
		急傾斜地の崩壊	坂口	松ヶ浜字謡
		急傾斜地の崩壊	後田2	松ヶ浜字後田、字浜屋敷、字西沢田
		急傾斜地の崩壊	立花	代ヶ崎浜字立花、字影田、字北待田
		急傾斜地の崩壊	土浜の2	代ヶ崎浜字土浜
		急傾斜地の崩壊	峯	代ヶ崎浜字峯
		急傾斜地の崩壊	鶴ヶ湊の3	宮城郡七ヶ宿町東宮浜字鶴ヶ湊
		急傾斜地の崩壊	要害の4	東宮浜字小畑、字御林
		急傾斜地の崩壊	観音堂	花渚浜字観音堂、字新三月田、字藤ヶ沢
		急傾斜地の崩壊	大日堂	花渚浜字大日堂
		急傾斜地の崩壊	向山	花渚浜字上清水沢、字向山
		急傾斜地の崩壊	白坂	花渚浜字白坂、字新五月田
		急傾斜地の崩壊	金色	花渚浜字金色
		急傾斜地の崩壊	笹山	松ヶ浜字笹山
		急傾斜地の崩壊	境山	境山二丁目
		急傾斜地の崩壊	影田	代ヶ崎浜字影田、字八ヶ森
		急傾斜地の崩壊	向田	代ヶ崎浜字向田、字新南待田、吉田浜字神明
		急傾斜地の崩壊	浜屋敷	花渚浜字上ノ山
		急傾斜地の崩壊	五月田	花渚浜字五月田
		急傾斜地の崩壊	四月田	花渚浜字安場、字観音堂
		急傾斜地の崩壊	高山の2	花渚浜字高山、字新五月田

9	<p>(1) <u>土砂災害特別警戒区域</u> (略)</p>	<p>(資料：土砂災害警戒区域指定箇所・宮城県公式ウェブサイト令和5年1月)</p> <p>(2) <u>土地利用の適正化</u> (略)</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
11	<p>第5. 風雪害予防対策</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>風雪に伴う道路交通障害等を未然に防ぐため、県、町及び防災関係機関は、除雪体制の強化を図り、総合的な雪に強いまちづくりを推進し、積雪期の被害の軽減を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>道路管理者は、集中的な大雪時においても、<u>道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限とするために、地域の実情に応じて待避所等の整備</u>を行うよう努める。</p> <p>また、道路管理者は、集中的な大雪に対し、<u>通行止め時間の最小化を図る目的に</u>関係機関と調整の上、<u> </u>予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。</p>	<p>第5. 風雪害予防対策</p> <p><u>1. 目的</u></p> <p>風雪に伴う道路交通障害等を未然に防ぐため、県、町及び防災関係機関は、除雪体制の強化を図り、総合的な雪に強いまちづくりを推進し、積雪期の被害の軽減を図る。</p> <p><u>2. 集中的な大雪時の対応</u></p> <p>道路管理者は、集中的な大雪時においても、<u>人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等</u>を行うよう努める。</p> <p>また、道路管理者は、集中的な大雪に対し、<u>人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に</u>関係機関と調整の上、<u>計画的・予防的な通行規制</u>を行い、集中的な除雪作業に努める。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
12	<p>第6. 農林水産業災害予防対策</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2. 防災措置等</p> <p>(1) 農地、農業用施設の災害の防止</p>	<p>第6. 農林水産業災害予防対策</p> <p><u>1. 目的</u></p> <p><u>大規模な災害により、農業、及び水産業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、県、町、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。</u></p> <p>2. 防災措置等</p> <p>(1) 農地、農業用施設の災害の防止</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

17	<p>各施設の被害を最小限に食い止めるための <u>防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化</u> <u>等を進めるなど、大規模な災害に</u> <u>よる被害軽減のための諸施策を実施するものとする。</u></p> <p>第2. 水道施設 1. 水道施設の安全性強化等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●水道事業者は、災害時において、断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、送水管・配水地・配水管などの基幹施設、並びに、避難所・医療機関等の重要施設に配水する管路の安全性を確保するため、地盤の状況・把握、過去の被害状況を考慮し、施設の新設、改善等を計画的に整備する。</p> <p>●水道事業者は、水道施設のバックアップ機能として、受水の複数化、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業者間の連絡体制整備を推進する。</p> </div> <p><u>(追加)</u></p> <p>第3. 下水道施設 1. 下水道施設計画</p> <hr/> <p>町は、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、安全性の向上に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>いては、<u>大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、その想定結果に基づいて、各施設の被害を最小限に食い止めるための浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化、災害時の復旧体制の整備や資機材の備蓄等を進めるなど、大規模な風水害による被害軽減のための諸施策を実施するものとする。</u></p> <p>第2. 水道施設 1. 水道施設の安全性強化等 <u>(削除)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.16 第1章 災害予防対策 第7節 建築物等の耐震化対策 第2. 水道施設 「1. 水道施設の耐震性強化」を準用する。</u></p> </div> <p>第3. 下水道施設 1. 下水道施設計画 <u>下水道管理者は、雨水渠、内水排除施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。</u></p> <p>町は、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、安全性の向上に努める。</p> <p><u>4. 浸水被害の軽減</u> <u>町は、特定都市河川流域や浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
----	--	---	---

18	<p>第4. 電力施設 災害時においても電力の供給は重要であり、東北電力_____ (株)塩釜<u>営業所</u>に対しても、災害対策の充実を要望するものとする。</p> <p>3. 配電設備 (追加) <u>架空電線路については、</u>電気設備の技術基準に_____ 基づき、設計を行うものとする。</p> <p>(追加) <u>地中電線路については、</u>地盤条件に応じて、可とう性のある<u>継ぎ</u>手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計を行うものとする。</p> <p>第5. ガス施設 1. 液化石油ガス_____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>② ()社) 宮城県<u>エルピー</u>ガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。_____</p> <p>(略)</p> </div>	<p><u>ものとする。</u></p> <p>第4. 電力施設 災害時においても電力の供給は重要であり、東北電力<u>ネットワーク</u> (株)塩釜<u>電力センター</u>に対しても、災害対策の充実を要望するものとする。</p> <p>3. 配電設備 (1) 架空電線路 _____ 電気設備の技術基準に<u>規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき</u> 設計を行うものとする。</p> <p>(2) 地中電線路 _____ 地盤条件に応じて、可とう性のある<u>継ぎ</u>手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計を行うものとする。</p> <p>第5. ガス施設 1. 液化石油ガス<u>施設</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>② (<u>一</u>社) 宮城県<u>LP</u>ガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。<u>また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LPガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> </div>	<p>実態に合わせ修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
19	<p>2. 都市ガス_____</p> <p>(1) ガス事業法等に基づく対応 ガス事業者は、「ガス事業法」_____ 等</p>	<p>2. 都市ガス<u>施設</u></p> <p>(1) ガス事業法等に基づく対応 ガス事業者は、「ガス事業法」<u>(昭和29年法律第51号)</u> 等</p>	<p>記述の適正化</p>

20	<p>に基づき、災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から使用者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。</p> <p>第6. 電信・電話施設</p> <p>1. 設備の災害予防</p> <p>電気通信事業者等は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から_____設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散_____、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努めるものとする。</p> <p>(1) 電気通信施設の_____対策</p>	<p>に基づき、災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から使用者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。</p> <p>第6. 電信・電話施設</p> <p>1. 設備の災害予防</p> <p>電気通信事業者等は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から<u>非常用電源等の整備により</u>設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散<u>及び安全な設置場所の確保</u>、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努めるものとする。</p> <p>(1) 電気通信施設の<u>防火・水防・豪雪予防</u>対策</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
21	<p>2. 体制の整備</p> <p><u>日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3. 災害用復旧資機材の確保</p> <p><u>災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図るものとする。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>2. 体制の整備</p> <p><u>(削除)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.22 第1章 災害予防対策 第7節 ライフライン施設等の予防対策 第6. 電信・電話施設 「2. 体制の整備」を準用する。</u></p> </div> <p>3. 災害用復旧資機材の確保</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>記述の適正化</p>

21	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>詳細は、地震災害対策編 P.22 第1章 災害予防対策 第7節 ライフライン施設等の予防対策 第6. 電信・電話施設 「3. 災害復旧用資機材の確保」を準用する。</u></p> <p><u>4. 停電とふくそう対策</u></p> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.22 第1章 災害予防対策 第7節 ライフライン施設等の予防対策 第6. 電信・電話施設 「4. 停電とふくそう対策」を準用する。</u></p> <p><u>第7. 共同溝・電線共同溝の整備</u></p> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.22 第1章 災害予防対策 第5節 都市の防災対策 「第7. 共同溝・電線共同溝の整備」を準用する。</u></p> <p><u>第8. 廃棄物処理施設</u></p> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.22 第1章 災害予防対策 第5節 都市の防災対策 「第9. 廃棄物処理施設」を準用する。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
22	<p>第5節 情報通信連絡網の整備 第1. 目的</p> <p><u>大規模な災害時には、NTT回線等通信回線の不通あるいはふくそうといった事態が予想されることから、町及び防災関係機関は、情報収集、伝達手段の複数化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期するものとする。</u></p> <p><u>このため、町及び防災関係機関は、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第5節 情報通信連絡網の整備 第1. 目的</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.30 第1章 災害予防対策</u></p>	<p>記述の適正化</p>

23	<p>3. 職員参集等防災システムの整備 災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した_____総合防災情報システム（MIDORI）等の利用を検討するとともに、町職員が緊急的に自主参集できる体制の構築を図るとともに、発災初動期における情報収集連絡体制の確立に努める。</p> <p>4. 地域住民に対する通信手段の整備</p>	<p><u>第10節 情報通信連絡網の整備</u> <u>「第1. 目的」を準用する。</u></p> <p>3. 職員参集等防災システムの整備 災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した<u>宮城県</u>総合防災情報システム（MIDORI）等の利用を検討するとともに、町職員が緊急的に自主参集できる体制の構築を図るとともに、発災初動期における情報収集連絡体制の確立に努める。</p> <p>4. 地域住民に対する通信手段の整備</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
	<p>詳細<u>について</u>は、地震災害対策編 P.34 第1章 災害予防対策 第10節 情報通信連絡網の整備 第2. 町における災害通信網の整備 「<u>5.</u> 地域住民等に対する通信手段の整備」を準用する。</p>	<p>詳細_____は、地震災害対策編 P.34 第1章 災害予防対策 第10節 情報通信連絡網の整備 第2. 町における災害通信網の整備 「<u>4.</u> 地域住民等に対する通信手段の整備」を準用する。</p>	<p>記述の適正化</p>
	<p>5. 孤立想定地域の通信手段の確保</p> <p>詳細<u>について</u>は、地震災害対策編 P.34 第1章 災害予防対策 第10節 情報通信連絡網の整備 第2. 町における災害通信網の整備 「<u>6.</u> 孤立想定地域の通信手段の確保」を準用する。</p>	<p>5. 孤立想定地域の通信手段の確保</p> <p>詳細_____は、地震災害対策編 P.34 第1章 災害予防対策 第10節 情報通信連絡網の整備 第2. 町における災害通信網の整備 「<u>5.</u> 孤立想定地域の通信手段の確保」を準用する。</p>	<p>記述の適正化</p>
	<p>6. 非常用電源の確保</p> <p>詳細<u>について</u>は、地震災害対策編 P.34 第1章 災害予防対策 第10節 情報通信連絡網の整備 第2. 町における災害通信網の整備 「<u>7.</u> 非常用電源の確保」を準用する。</p>	<p>6. 非常用電源の確保</p> <p>詳細_____は、地震災害対策編 P.34 第1章 災害予防対策 第10節 情報通信連絡網の整備 第2. 町における災害通信網の整備 「<u>6.</u> 非常用電源の確保」を準用する。</p>	<p>記述の適正化</p>
<p>7. 大容量データ処理への対応</p>		<p>記述の適</p>	

	<p>詳細<u>について</u>は、地震災害対策編 P.35 第1章 災害予防対策 第10節 情報通信連絡網の整備 第2. 町における災害通信網の整備 「<u>8. 大容量データ処理への対応</u>」を準用する。</p>	<p>7. 大容量データ処理への対応</p> <p>詳細<u> </u>は、地震災害対策編 P.35 第1章 災害予防対策 第10節 情報通信連絡網の整備 第2. 町における災害通信網の整備 「<u>7. 大容量データ処理への対応</u>」を準用する。</p>	正化
24	<p>第6節 職員の配備体制 第1. 目的</p> <p><u> 災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合</u>には、町及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期するものとする。このため、平常時から各組織ごとの配備・動員計画を定めておく。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第6節 職員の配備体制 第1. 目的</p> <p><u>町内における災害時</u>には、町及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期するものとする。このため、平常時から各組織ごとの配備・動員計画を定めておく。<u>また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。</u></p>	「宮城県地域防災計画」の修正
25	<p><u>(追加)</u></p> <p>_____</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>_____</p>	<p><u>第5. 防災担当職員の育成</u></p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.27 第1章 災害予防対策 <u>第9節 職員の配備体制</u> <u>「第5. 防災担当職員の育成」を準用する。</u></p> <p><u>第7. 感染症対策</u></p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.27 第1章 災害予防対策 <u>第9節 職員の配備体制</u> <u>「第5. 防災担当職員の育成」を準用する。</u></p>	「宮城県地域防災計画」の修正 「宮城県地域防災計画」の修正
26	<p>第7節 防災拠点等の整備<u> </u></p>	<p>第7節 防災拠点等の整備<u>・充実</u></p>	

	<p>第1. 目的</p> <p><u>災害時における防災対策を推進する上で重要となる避難地、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、早急に整備・拡充充実を図るとともに、防災拠点施設等の浸水防止機能確保に努める。</u></p> <p><u>また、災害時に必要となる防災物資、資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充充実を図る。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第2. 防災拠点の整備</p> <p>詳細<u>については</u>、地震災害対策編 P.37 第1章 災害予防対策 第1.1節 防災拠点等の整備・充実 「第2. 防災拠点の整備<u> </u>」を準用する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第1. 目的</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.37 第1章 災害予防対策 第1.1節 防災拠点等の整備・充実 「第1. 目的」を準用する。</p> <p>第2. 防災拠点の整備<u>及び連携</u></p> <p>詳細<u> </u>は、地震災害対策編 P.37 第1章 災害予防対策 第1.1節 防災拠点等の整備・充実 「第2. 防災拠点の整備<u>及び連携</u>」を準用する。</p> <p>第3. 防災拠点機能の確保・充実</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.37 第1章 災害予防対策 第1.1節 防災拠点等の整備・充実 「第3. 防災拠点機能の確保・充実」を準用する。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
28	<p>第8節 相互応援体制の整備</p> <p>第1. 目的</p> <p><u>大規模な災害時には、その業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ確かな防災対策を実施するにあたって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。</u></p> <p><u>このため、他の地方公共団体との広域的相互応援体制の整備・充実を図るものとする。</u></p> <p><u>なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、</u></p>	<p>第8節 相互応援体制の整備</p> <p>第1. 目的</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>記述の適正化</p>

	<p><u>遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。</u> <u>(追加)</u></p>	<p><u>詳細は、地震災害対策編 P.37 第1章 災害予防対策 第1.2節 相互応援体制の整備 「第1.目的」を準用する。</u></p>	
30	<p>第9節 医療救護体制の整備・福祉支援体制の整備 第1.目的 <u>大規模な災害時には、同時に多数のけが人が出ることが予想され、また、交通機関、通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなるおそれがある。</u> <u>このため、町は、災害発生時の対応について医薬品等の備蓄も含めて検討、整備するものとする。</u> <u>また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。</u> <u>(追加)</u></p> <p>第2.医療救護活動体制_____</p> <p>1.町の措置 <u>町は、災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、医療機関及び塩釜医師会等と調整を図り、医療救護活動体制の整備に努める。</u></p> <div data-bbox="273 1161 1070 1362" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>救護所を設定する場所の指定及び整備をするとともに、住民への周知徹底を図る。設置場所は、原則として避難所とする。</u> ●<u>塩釜医師会と医療救護に関する協力体制を整えておく。</u> ●<u>県、塩釜地区消防事務組合消防本部及び医療機関と連携して、救急法、家庭看護知識の普及に努める。</u> </div> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第9節 医療救護体制の整備・福祉支援体制の整備 第1.目的 <u>(削除)</u></p> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.47 第1章 災害予防対策 第1.4節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 「第1.目的」を準用する。</u></p> <p>第2.医療救護活動体制<u>の整備</u></p> <p>1.町の役割 <u>(削除)</u></p> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.47 第1章 災害予防対策</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

31	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>2. 住民の措置</u> <u>住民は、災害時の緊急を要する医療活動が円滑に行われるよう、応急手当等の習熟に努める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医療品を備蓄する。 ●県、町、塩釜地区消防事務組合消防本部及び日本赤十字社宮城県支部並びに医療機関が実施する応急手当等の講習を受け、技術の習得に努める。 ●慢性疾患等のための常備薬については、その薬名を記録する。 <p><u>(追加)</u></p> <p>第3. 搬送体制の確立</p> <p>詳細<u>について</u>は、地震災害対策編 P.49 第1章 災害予防対策 第1.4節 医療救護体制の整備 _____ 「第3. 搬送体制の確立」を準用する。</p> <p>第4. 心のケアへの対応</p> <p>詳細<u>について</u>は、地震災害対策編 P.49 第1章 災害予防対策</p>	<p><u>第1.4節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</u> <u>第2. 医療救護体制の整備</u> <u>「1. 町の役割」を準用する。</u></p> <p><u>2. 医療機関の役割</u> <u>詳細は、地震災害対策編 P.48 第1章 災害予防対策</u> <u>第1.4節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</u> <u>第2. 医療救護体制の整備 「2. 医療機関の役割」を準用する。</u></p> <p><u>3. 住民の役割</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.49 第1章 災害予防対策</u> <u>第1.4節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</u> <u>第2. 医療救護体制の整備 「3. 住民の役割」を準用する。</u></p> <p>第3. 搬送体制の確立</p> <p>詳細 _____ は、地震災害対策編 P.49 第1章 災害予防対策 第1.4節 医療救護体制の整備・<u>福祉支援体制の整備</u> 「第3. 搬送体制の確立」を準用する。</p> <p>第4. 心のケアへの対応</p> <p>詳細 _____ は、地震災害対策編 P.49 第1章 災害予防対策</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
----	---	---	---

	<p>第14節 医療救護体制の整備 _____ 「第4. 心のケアへの対応」を準用する。</p> <p>第6. 医薬品、医療資機材の整備 <u>町は、医薬品、医療資機材等を確保するため、町内の販売業者または塩釜薬剤師会との協力体制を整備する。</u> <u>また、災害時の医療救護実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、町は県の災害対策本部に対し、医薬品の供給要請を行い、医薬品卸会社から調達する。</u> <u>【《町内医療機関一覧表》《町内医薬品販売業者一覧表》に関しては、資料編資料4-2、4-3を参照】</u> <u>(追加)</u></p>	<p>第14節 医療救護体制の整備・<u>福祉支援体制の整備</u> 「第4. 心のケアへの対応」を準用する。</p> <p>第6. 医薬品、医療資機材の整備 <u>(削除)</u></p> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.50 第1章 災害予防対策 第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 「第5. 医薬品、医療資機材の整備」を準用する。</u></p>	記述の適正化																																
32	<p>第10節 緊急輸送体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="271 820 1070 986"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1. 目的 <u>物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。</u> <u>このため、関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておくものとする。</u> <u>(追加)</u></p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				<u>(追加)</u>	—			(略)				<p>第10節 緊急輸送体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="1111 820 1910 986"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>●災害時の運転者の義務の周知</u></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1. 目的 <u>(削除)</u></p> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.44 第1章 災害予防対策 第13節 緊急輸送体制の整備 「第1. 目的」を準用する。</u></p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				<u>●災害時の運転者の義務の周知</u>	○			(略)				「宮城県地域防災計画」の修正 記述の適正化
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																
(略)																																			
<u>(追加)</u>	—																																		
(略)																																			
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																
(略)																																			
<u>●災害時の運転者の義務の周知</u>	○																																		
(略)																																			

33	<p>第2. 緊急輸送道路の確保 2. 緊急輸送道路の<u>整備</u></p> <p>詳細<u>については</u>、地震災害対策編 P.44 第1章 災害予防対策 第13節 緊急輸送体制の整備 第2. 緊急輸送道路の確保 「2. 緊急輸送道路の確保」を準用する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第3. 緊急輸送体制 1. 緊急通行車両の<u>確認手続き</u></p> <p>詳細<u>については</u>、 地震災害対策編 P.43 第1章災害予防対策 第13節緊急輸送 体制の整備第4緊急輸送体制「1. 緊急通行車両の<u>確認手続き</u>」 を準用する。</p>	<p>第2. 緊急輸送道路の確保 2. 緊急輸送道路の<u>確保及び整備</u></p> <p>詳細 <u> </u>は、地震災害対策編 P.44 第1章 災害予防対策 第13節 緊急輸送体制の整備 第2. 緊急輸送道路の確保 「2. 緊急輸送道路の確保」を準用する。</p> <p><u>3. 災害時の運転者の義務の周知</u></p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.45 第1章 災害予防対策 第13節 緊急輸送体制の整備 第2. 緊急輸送道路の確保 「<u>3. 災害時の運転者の義務の周知</u>」を準用する。</p> <p><u>4. 道路啓開体制の整備</u></p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.45 第1章 災害予防対策 第13節 緊急輸送体制の整備 第2. 緊急輸送道路の確保 「<u>4. 道路啓開体制の整備</u>」を準用する。</p> <p><u>第3. 臨時ヘリポートの確保</u></p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.45 第1章 災害予防対策 第13節 緊急輸送体制の整備 「<u>第3. 臨時ヘリポートの確保</u>」を準用する。</p> <p>第4. 緊急輸送体制 <u>(削除)</u></p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.45 第1章 災害予防対策 第13節 緊急輸送体制の整備 「<u>第4. 緊急輸送体制</u>」を準用する。</p>	<p>「宮城県 地域防災 計画」の 修正</p> <p>「宮城県 地域防災 計画」の 修正</p> <p>「宮城県 地域防災 計画」の 修正</p> <p>「宮城県 地域防災 計画」の 修正</p> <p>「宮城県 地域防災 計画」の 修正</p>
----	--	--	--

<p>避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</p>	<p>・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</p>		
<p>避難勧告</p>	<p>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</p>	<p>・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</p>		
<p>避難指示（緊急）</p>	<p>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況</p>	<p>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</p>	<p>第2. 水害、土砂災害、高潮災害における避難情報</p> <p>1. 避難情報と警戒レベル</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動を5段階に分け「居住者等が取るべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>町が避難情報を発令する場合又は仙台管区気象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難情報の提供に努めるものとする。</p> <p>高齢者等避難及び避難指示が発令された場合の避難行動とし</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
<p>第3. 水害、土砂災害、高潮災害における避難勧告</p> <p>1. 避難情報と警戒レベル</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動を5段階に分け「居住者等が取るべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>町が避難勧告等を発令する場合又は仙台管区気象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難情報の提供に努めるものとする。</p>				

(追加)

町民は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても仙台管区気象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

警戒レベル	居住者が取るべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報	市町村
警戒レベル 4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険をおよぼしかねないと自らが判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難勧告 避難指示（緊急）	
警戒レベル 3	避難に時間がかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難をする。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難をする。	避難準備・高齢者等避難開始	

ては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町民は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても仙台管区気象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

警戒レベル	居住者が取るべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル 5	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保	町
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）	避難指示	
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保）	高齢者等避難	
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認	注意報 （洪水、大雨、高潮）	仙台管区 気象台
警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 （警報級の可能性） ※大雨、高潮に関するもの	

警戒レベル 2	<u>ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</u>	<u>注意報（洪水、大雨、高潮）</u>	<u>仙台管区気象台</u>	
	<u>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</u>	<u>早期注意情報（警報級の可能性）※大雨に関するもの</u>		
	<u>居住者が取るべき行動</u>	<u>行動を居住者等に促す情報</u>	<u>発令・発表者</u>	
35	<u>(追加)</u>	<p><u>2. 避難情報の発令対象区域の設定</u></p> <p><u>(1) 土砂災害</u></p> <p><u>土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。</u></p> <p><u>町は、国及び県の助言に基づいて、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化を行う。</u></p> <p><u>(2) 高潮災害</u></p> <p><u>避難情報の発令対象区域は浸水のおそれのある区域とし、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。</u></p> <p><u>また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合は、到達時間に応じて避難情報の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。</u></p> <p><u>なお、想定最大規模の高潮浸水想定区域の整備が完了するま</u></p>		「宮城県地域防災計画」の修正

<p>36</p>	<p>第3. 避難誘導體制</p> <p>町は、<u>避難勧告等</u>について、水防管理者等の協力を得つつ、あらかじめ、<u>避難勧告等</u>の発令区域やタイミングを設定する。この際水害と土砂災害の氾濫、台風等による高潮と洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するための地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p> <p>また、町は消防団等と協議し、発災時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。</p> <hr/> <p><u>(追加)</u></p> <p>第4. <u> </u>避難場所の確保</p> <p>1. 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底</p> <p>町は、災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民分館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住</p>	<p><u>では、これまで運用してきた高潮浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。</u></p> <p>第3. 避難誘導體制</p> <p>町は、<u>避難情報</u>について、水防管理者等の協力を得つつ、あらかじめ、<u>避難情報</u>の発令区域やタイミングを設定する。この際水害と土砂災害の氾濫、台風等による高潮と洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>また、町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</u></p> <p>また、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するための地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p> <p>また、町は消防団等と協議し、発災時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。<u>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。</u></p> <p><u>県及び町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。</u></p> <p>第4. <u>指定緊急</u>避難場所の確保</p> <p>1. 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底</p> <p>町は、災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民分館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
-----------	---	---	---

37	<p>民や外来者への周知徹底を図る。 _____</p> <hr/> <p>また、万が一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動をおこなうことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等</u>を行うべきこと。さらには、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても周知徹底に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2. 公共用地__の有効活用</p> <p><u>町は、指定避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3. 教育施設等を指定する場合の対応</p> <p><u>町は、学校等教育施設を指定避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう連携を図る。</u></p> <p><u>なお、必要に応じて、広域避難場所についても事前に検討する。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>民や外来者への周知徹底を図る。<u>この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討する。</u></p> <p>また、万が一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動をおこなうことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>立退き避難から行動を変容し緊急安全確保</u>を行うべきこと。さらには、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても周知徹底に努める。</p> <p><u>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定めるなど管理体制を整備しておく。</u></p> <p>2. 公共用地__の有効活用</p> <p><u>(削除)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.57 第1章 災害予防対策 第1.6節 避難対策 第3. 指定緊急避難場所等の確保 「3. 公共用地等の有効活用」を準用する。</u></p> </div> <p>2. 公共用地__の有効活用</p> <p><u>(削除)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.57 第1章 災害予防対策 第1.6節 避難対策 第3. 指定緊急避難場所等の確保 「4. 教育施設等を指定する場合の対応」を準用する。</u></p> </div>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
----	--	--	-------------------------------------

38	<p>4. 交流拠点の指定緊急避難場所への活用 <u>町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるようにする。</u> <u>(追加)</u></p>	<p>4. 交流拠点の指定緊急避難場所への活用 <u>(削除)</u></p>	記述の適正化
	<p>5. 備蓄倉庫及び通信設備の確保 <u>町は、指定避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。</u> <u>(追加)</u></p>	<p>詳細は、地震災害対策編 P.57 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策 第3. 指定緊急避難場所等の確保 「5. 交流拠点の指定緊急避難場所への活用」を準用する。</p> <p>5. 備蓄倉庫及び通信設備の確保 <u>(削除)</u></p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.57 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策 第3. 指定緊急避難場所等の確保 「6. 備蓄倉庫及び通信設備の確保」を準用する。</p>	記述の適正化
	<p>6. 指定緊急避難場所の指定基準等 (略)</p> <p>《指定緊急避難場所の指定基準》</p> <p>●管理条件：災害が差し迫った状況や災害時において居住者が緊急時に避難し、身の安全を確保できるよう指定緊急避難場所が確実に開放<u>される</u>管理体制を有していること。 (略)</p>	<p>6. 指定緊急避難場所の指定基準等 (略)</p> <p>《指定緊急避難場所の指定基準》</p> <p>●管理条件：災害が差し迫った状況や災害時において居住者が緊急時に避難し、身の安全を確保できるよう指定緊急避難場所が確実に開放<u>できる</u>管理体制を有していること。 (略)</p>	記述の適正化
<p>第7. 避難誘導體制の整備</p> <p><u>詳細については、地震災害対策編 P.57 第1章災害予防対策 第16節避難対策「第6 避難誘導體制の整備」を準用する。</u> <u>(追加)</u></p>	<p>第7. 避難誘導體制の整備 <u>(削除)</u></p> <p><u>1. 行動ルールの策定</u></p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.60 第1章 災害予防対策</p>	「宮城県地域防災計画」の修正 「宮城県地域防災計画」の	

39	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第9. 教育機関における対応</p> <p>詳細<u>について</u>は、地震災害対策編 P.62 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策「第8. 教育機関における対応」を準用する。</p> <p>第10. 避難計画の<u>整備</u></p> <p>詳細<u>について</u>は、地震災害対策編 P.62 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策「第10. 避難計画の<u>整備</u>」を準用する。</p> <p>第11. 避難時に困難が生じると予想される者への対応</p>	<p><u>第16節 避難対策 第6. 避難誘導體制の整備</u> <u>「1. 行動ルールの策定」を準用する。</u></p> <p><u>2. 避難誘導・支援の訓練の実施</u> 詳細は、地震災害対策編 P.60 第1章 災害予防対策 <u>第16節 避難対策 第6. 避難誘導體制の整備</u> <u>「2. 避難誘導・支援の訓練の実施」を準用する。</u></p> <p><u>3. 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備</u> 詳細は、地震災害対策編 P.60 第1章 災害予防対策 <u>第16節 避難対策 第6. 避難誘導體制の整備</u> <u>「3. 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備」を準用する。</u></p> <p><u>4. 情報入手手段・装備の確保</u> <u>町は、避難誘導・支援者等が警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。</u></p> <p>第9. 教育機関における対応</p> <p>詳細_____は、地震災害対策編 P.62 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策「第8. 教育機関における対応」を準用する。</p> <p>第10. 避難計画の<u>作成</u></p> <p>詳細_____は、地震災害対策編 P.62 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策「第10. 避難計画の<u>作成</u>」を準用する。</p> <p>第11. 避難時に困難が生じると予想される者への対応</p>	<p>修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
----	--	--	---

	<p><u>第13. 応急仮設住宅対策</u></p> <p>詳細については、 地震災害対策編 P.66 第1章災害予防対策 第17節避難収容対策「第5 応急仮設住宅対策」を準用する。</p>	<p><u>つ検討を行う。</u></p> <p><u>また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、同報無線等の整備を推進する。</u></p> <p><u>水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	
41	<p>第12節 避難収容対策</p> <p>詳細については、地震災害対策編 P.64 第1章 災害予防対策「第17節 避難収容対策」を準用する。</p>	<p>第12節 避難受入れ対策</p> <p>詳細については、地震災害対策編 P.64 第1章 災害予防対策「第17節 避難受入れ対策」を準用する。</p>	「宮城県地域防災計画」の修正
43	<p>第14節 廃棄物対策</p>	<p>第14節 災害廃棄物対策</p>	「宮城県地域防災計画」の修正
44	<p>第15節 ボランティアの受入れ</p> <p>第1. 目的</p> <p>詳細については、地震災害対策編 P.76 第1章 災害予防対策 第19節 ボランティアの受入れ「第1. 目的」を準用する。</p> <p>第2. ボランティアの役割</p> <p>詳細については、地震災害対策編 P.76 第1章 災害予防対策 第19節 ボランティアの受入れ「第2. ボランティアの役割」を準用する。</p>	<p>第15節 ボランティアのコーディネート</p> <p>第1. 目的</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.76 第1章 災害予防対策 第19節 ボランティアのコーディネート「第1. 目的」を準用する。</p> <p>第2. ボランティアの役割</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.76 第1章 災害予防対策 第19節 ボランティアのコーディネート「第2. ボランティアの役割」を準用する。</p>	「宮城県地域防災計画」の修正

<p>第3. 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>詳細<u>について</u>は、地震災害対策編 P.77 第1章 災害予防対策</p> <p>第19節 ボランティアの<u>受入れ</u></p> <p>「第3. 災害ボランティア活動の環境整備」を準用する。</p>	<p>第3. 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>詳細 _____ は、地震災害対策編 P.77 第1章 災害予防対策</p> <p>第19節 ボランティアの<u>コーディネート</u></p> <p>「第3. 災害ボランティア活動の環境整備」を準用する。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>						
<p>第4. 本町の主なボランティア団体</p> <p>詳細<u>について</u>は、地震災害対策編 P.77 第1章 災害予防対策</p> <p>第19節 ボランティアの<u>受入</u></p> <p>「第4. 本町の主なボランティア団体」を準用する。</p>	<p>第4. 本町の主なボランティア団体</p> <p>詳細 _____ は、地震災害対策編 P.77 第1章 災害予防対策</p> <p>第19節 ボランティアの<u>コーディネート</u></p> <p>「第4. 本町の主なボランティア団体」を準用する。</p>							
<p>第5. 専門ボランティアの登録</p> <p><u>平成24年3月現在、県で確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。</u></p>	<p>第5. 専門ボランティアの登録</p> <p><u>(削除)</u></p>							
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="257 802 470 978"> <p><u>砂防ボランティア</u></p> </td> <td data-bbox="470 802 1070 978"> <p><u>大規模な土砂災害等が発生した場合、県の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。</u></p> <p><u>このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 978 470 1190"> <p><u>防災エキスパート制度</u></p> </td> <td data-bbox="470 978 1070 1190"> <p><u>防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。</u></p> <p><u>東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設の被災状況を把握する。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 1190 470 1401"> <p><u>災害時の通訳ボランティア</u></p> </td> <td data-bbox="470 1190 1070 1401"> <p><u>大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し町や県の職員だけでは十分対応できない。</u></p> <p><u>このため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。</u></p> <p><u>県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成もあわせて行う。</u></p> </td> </tr> </table>	<p><u>砂防ボランティア</u></p>		<p><u>大規模な土砂災害等が発生した場合、県の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。</u></p> <p><u>このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。</u></p>	<p><u>防災エキスパート制度</u></p>	<p><u>防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。</u></p> <p><u>東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設の被災状況を把握する。</u></p>	<p><u>災害時の通訳ボランティア</u></p>	<p><u>大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し町や県の職員だけでは十分対応できない。</u></p> <p><u>このため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。</u></p> <p><u>県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成もあわせて行う。</u></p>	
<p><u>砂防ボランティア</u></p>	<p><u>大規模な土砂災害等が発生した場合、県の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。</u></p> <p><u>このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。</u></p>							
<p><u>防災エキスパート制度</u></p>	<p><u>防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。</u></p> <p><u>東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設の被災状況を把握する。</u></p>							
<p><u>災害時の通訳ボランティア</u></p>	<p><u>大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し町や県の職員だけでは十分対応できない。</u></p> <p><u>このため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。</u></p> <p><u>県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成もあわせて行う。</u></p>							
<p><u>(追加)</u></p>								

49	<p>国や県が実施する行事にあわせて広く<u>地域</u>住民__を対象とした、防災関連行事の実施に努める。</p> <p><u>③専門家の活用</u> <u>町は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</u></p> <p>(2) ハザードマップ等の活用 町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、<u>_____</u>防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。<u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 普及・啓発の実施 町は、<u>_____</u>教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報紙、パンフレット、新聞広告及びインターネット、<u>_____</u>ホームページ、<u>エリア</u>メール</p>	<p>広く<u>_____</u>住民<u>等</u>を対象とした、防災関連行事の実施に努める。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) ハザードマップ等の活用 町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、<u>自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、</u>防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。<u>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u></p> <p><u>(3) 専門家の活用</u> <u>県及び町は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</u></p> <p>(4) 普及・啓発の実施 町は、<u>地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種商工団体、その他の公共的団体、</u>教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報紙、パンフレット、新聞広告及びインターネット(<u>_____</u>ホームページ、<u>_____</u>メール、<u>ソーシャ</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
----	--	--	---

_____等)、テレビ・ラジオ局、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

《住民等への普及・啓発を図る事項》

- ①災害危険性に関する情報
(略)
・ 急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識など
(追加)
- ②避難行動に関する知識
・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
・ 各地域における _____ 避難地及び避難路に関する知識など
・ 各地域における 避難勧告等の伝達方法など
(削除)
・ 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保
- ③家庭内での予防・安全対策
・ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、 _____ トイレトペーパー等の備蓄

・ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
(追加)
・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
・ 飼い主による愛玩動物との同行避難や _____ 避難所での飼養についての準備
・ 出火防止等の対策の内容 など
(略)
- ④災害時にとるべき行動
(略)
・ 警報等発令時や 災害発生情報、避難指示 (緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時に 取るべき行動
・ _____ 避難場所 _____ での行動など
- ⑤その他
(略)

ル・ネットワーキング・サービス(SNS)等)、テレビ・ラジオ局、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

《住民等への普及・啓発を図る事項》

- ①災害危険性に関する情報
(略)
・ 土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等に関する知識等
・ 風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識等
- ②避難行動に関する知識
・ 自ら率先して避難行動を とることが他の地域住民の避難を促すこと
・ 各地域における 災害種別毎の避難地及び避難路に関する知識等
・ 各地域における 避難情報の伝達方法等
・ 「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例
・ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ③家庭内での予防・安全対策
・ 最低3日間、推奨一週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄
・ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
・ 自動車へのこまめな満タン給油
・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
・ 飼い主による愛玩動物との同行避難や 指定避難所での飼養についての準備
・ 出火防止等の対策の内容 等
(略)
- ④災害時にとるべき行動
(略)
・ 警報等発令時や 緊急安全確保、避難指示 _____、 _____ 高齢者等避難 _____ の発令時に とるべき行動
・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動等
- ⑤その他
(略)

50	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の家族内の連絡体制 _____ の確保 ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(4) 要配慮者及び<u>来訪者</u>等への配慮</p> <p>①要配慮者への配慮</p> <p>町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女 _____ のニーズの違い等 _____ に十分配慮する。</p> <p>②<u>来訪者</u>への対応</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の家族内の連絡体制等 <u>(連絡方法や避難ルールの取決め等)</u> の確保 ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 ・<u>通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u> ・<u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u> ・<u>集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であること等</u> <p>(5) 要配慮者及び<u>観光客</u>等への配慮</p> <p>①要配慮者への配慮</p> <p>町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女 <u>及び性的マイノリティ (LGBT等)</u> のニーズの違い等 <u>男女双方の視点</u> に十分配慮する。</p> <p>②<u>観光客</u>への対応</p> <p>(略)</p> <p><u>(8)「暴力は許されない」意識の普及、徹底</u></p> <p><u>町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</u></p>	宮城県地域防災計画」の修正
51		<p><u>(8)「暴力は許されない」意識の普及、徹底</u></p> <p><u>町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</u></p>	「宮城県地域防災計画」の修正
53	<p>第19節 地域における防災体制</p> <p>第1. 目的</p> <p><u>大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民、事業所等が連携し迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、町及び防災関係機関は、地域住民及び事業所における自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。</u></p> <p><u>また、防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境</u></p>	<p>第19節 地域における防災体制</p> <p>第1. 目的</p> <p><u>(削除)</u></p>	記述の適正化

54	<p><u>の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。</u> <u>(追加)</u></p> <p>第4．自主防災組織の活動 3．自主防災組織への支援 (略) 警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関し、<u>助成・</u>する支援を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>詳細は、地震災害対策編 P.106 第1章 災害予防対策 第2.5節 地域における防災体制 「第1. 目的」を準用する。</u></p> <p>第4．自主防災組織の活動 3．自主防災組織への支援 (略) 警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関し、<u> </u>する支援を行う。</p> <p><u>第5．住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</u> <u>詳細は、地震災害対策編 P.110 第1章 災害予防対策 第2.5節 地域における防災体制 「第1. 目的」を準用する。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
56	<p>第20節 企業等の防災対策の推進 第1．目的 <u>企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。</u> <u>(追加)</u></p>	<p>第20節 企業等の防災対策の推進 第1．目的 <u>(削除)</u></p> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.111 第1章 災害予防対策 第2.6節 企業等の防災対策の推進 「第1. 目的」を準用する。</u></p>	<p>記述の適正化</p>
58	<p>第21節 災害種別ごと予防対策 第1．火災予防対策</p>	<p>第21節 災害種別ごと予防対策 第1．火災予防対策</p>	

	<p><u>防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池、用水路等を活用する消防水利の多様化を促進する。</u> <u>【《本町の消防水利の現況》に関しては、地震災害対策編第1章第15節火災予防対策P.52を参照】</u></p> <p><u>9. 消防計画の充実強化</u></p> <p>第2. 危険物等災害予防対策</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>このため、県及び消防関係機関は各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する<u>等</u>、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物施設等による災害の未然防止を強力に推進するものとする。</p> <hr/> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>8. 消防計画の充実強化</u></p> <p>第2. 危険物等災害予防対策</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>このため、県及び消防関係機関は各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する<u>など</u>、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物施設等による災害の未然防止を強力に推進するものとする。<u>また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図る。</u></p> <p><u>事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。</u></p>	<p>修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
61	<p>4. 毒物・劇物貯蔵施設</p> <p><u>町、消防機関及び関係機関は、運搬する上で規則を受ける毒物・劇物（39種類）に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備（タンク等）を有する施設を把握しておく。</u></p>	<p>4. 毒物・劇物貯蔵施設</p> <p><u>毒物劇物営業業者等は、毒物及び劇物取締法令に基づき、日頃から事業所等で貯蔵する毒物劇物の適切な保管管理を行うとともに、毒物劇物危害防止規定の作成や緊急対応のための防護資材等の整備を図り、毒物劇物に由来する災害の防止に努める。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
62	<p>第3. 海上災害予防対策</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第3. 海上災害予防対策</p> <p><u>2. 船舶の安全な運航等の確保</u></p> <p><u>宮城海上保安部は、次に掲げる措置を講じる。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の</p>

65	<p>_____県警察本部及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。</p> <p>第6. 竜巻等突風対策計画</p> <p>1. 目的</p> <p>《竜巻等突風に関する気象情報》</p> <table border="1" data-bbox="255 475 1070 660"> <thead> <tr> <th>発生確率</th> <th>気象情報（発表のタイミング）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>竜巻等が発生しやすい気象状況になっている</td> <td><u>竜巻等が発生しやすい気象状況になっている</u>竜巻注意情報</td> </tr> </tbody> </table>	発生確率	気象情報（発表のタイミング）	(略)	(略)	竜巻等が発生しやすい気象状況になっている	<u>竜巻等が発生しやすい気象状況になっている</u> 竜巻注意情報	<p>7. 緊急輸送活動</p> <p>_____宮城県警察本部及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。</p> <p>第6. 竜巻等突風対策計画</p> <p>1. 目的</p> <p>《竜巻等突風に関する気象情報》</p> <table border="1" data-bbox="1097 475 1912 660"> <thead> <tr> <th>発生確率</th> <th>気象情報（発表のタイミング）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>竜巻等が発生しやすい気象状況になっている</td> <td>_____竜巻注意情報</td> </tr> </tbody> </table>	発生確率	気象情報（発表のタイミング）	(略)	(略)	竜巻等が発生しやすい気象状況になっている	_____竜巻注意情報	<p>地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
発生確率	気象情報（発表のタイミング）														
(略)	(略)														
竜巻等が発生しやすい気象状況になっている	<u>竜巻等が発生しやすい気象状況になっている</u> 竜巻注意情報														
発生確率	気象情報（発表のタイミング）														
(略)	(略)														
竜巻等が発生しやすい気象状況になっている	_____竜巻注意情報														
66	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災気象情報の伝達</p> <p>第2. 防災気象情報</p> <p><u>1. 仙台管区気象台が発表する防災気象情報</u></p> <p>仙台管区気象台等は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報（<u>緊急地震速報・大津波警報・津波警報・津波注意報を除く。</u>）及び気象情報（以下これらを「<u>防災気象情報</u>」という。）を次により発表し、地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関に伝達するとともに、これら機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。</p> <p>また、仙台管区気象台等は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル_____相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断を促すものとする。</p> <p>なお、県及び町が大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、_____県は直ちに町に通知しなければならず、町は直ちに公衆_____に周知させる措</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災気象情報の伝達</p> <p>第2. 防災気象情報</p> <p>_____仙台管区気象台等は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報_____及び気象情報（以下これらを「<u>防災気象情報</u>」という。）を次により発表し、地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関に伝達するとともに、これら機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。</p> <p>また、仙台管区気象台等は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル<u>又は警戒レベル</u>相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断を促すものとする。</p> <p>なお、県及び町が大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、<u>又は自ら知った場合は、</u>県は直ちに町に通知しなければならず、町は直ちに公衆<u>及び所在の官公署</u>に周知させる措</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>												

置をとらなければならない。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

また、仙台管区気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報等に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）により、地方公共団体等へ伝達する。

置をとらなければならない。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

また、仙台管区気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報等に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る 他、特別警報・警報・注意報等を発表したときの住民のとりべき行動等について、関係機関と連携して普及啓発に努める。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）により、地方公共団体等へ伝達する。

67

《防災気象情報及びその活用》

種類		概要
特別警報	大雨特別警報	(略) 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	(略)	(略)
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当
「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。限に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。		
警報	(略)	(略)
	高潮警報	(略) 避難が必要とされる警戒レベル4に相当 予想最高潮位に応じて、想定される浸水区域に対して速やかに避難勧告発令や避難行動開始の判断をすることが重要
	大雨警報	(略) 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 大雨警報（土砂災害）が発表されたら、大雨情報（土砂災害）危険度分布等を確認し、命に危険を及ぼす危険度が高まっている領域では、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難が必要。

1. 防災気象情報及びその活用

種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	

「宮城県地域防災計画」の修正

	洪水警報	(略) 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当	「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。		
	(略)	(略)			
	注意報	(略)			
注意報	風雪注意報	雪を伴う暴風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視覚障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	大雨警報		大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	(略)	(略)	洪水警報		河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
注意報	(略)	(略)	大雪警報		大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	(略) 高潮警報に切替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	暴風警報		暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	(略) 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	暴風雪警報		雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	洪水注意報	(略) 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	波浪警報		高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	(略)	(略)	高潮警報		台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	(略)	(略)	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	(略)	(略)	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備え、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	(略)	(略)	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	

<p>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</p>	<p>大雨による土砂災害の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p>強風注意報</p>	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>	
<p>大雨警報（浸水害）の危険度分布</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予想を、地図上で1km四方の領域5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	<p>風雪注意報</p>	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。</p>	
<p>洪水警報の危険度分布</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間さきまでの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）・避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 	<p>波浪注意報</p>	<p>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>	
<p>洪水警報の危険度分布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p>高潮注意報</p>	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>	
<p>早期注意情報（警報級の可能性）</p>	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、西部）で2日先から5日先にかけて日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。</p>	<p>濃霧注意報</p>	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>	
		<p>雷注意報</p>	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付け加えられることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</p>	
		<p>乾燥注意報</p>	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。</p>	
		<p>なだれ注意報</p>	<p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>	
		<p>着雪（氷）注意報</p>	<p>著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。</p>	
		<p>融雪注意報</p>	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。</p>	
		<p>霜注意報</p>	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。</p>	

	大雨に関して、明日までの期間に「高」又は「中」が予想されている場合は、災害の心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。		低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。		
気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。		土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まった時、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域)を特定して警戒を呼び掛ける情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。 なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。					
竜巻注意情報	(略) なお、実際に危険度が高まっている場合については、竜巻発生確率ナウキャストで確認することができる。					
記録的短時間大雨情報	(略) この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。			浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。	
			洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		

			<ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	
		<p>流域雨量指数の 予測値</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	
		<p>早期注意情報 (警戒級の可能性)</p>	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>	
		<p>宮城県 気象情報</p>	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使ってその旨を解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。</p>	
		<p>土砂災害 警戒情報</p>	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。</p> <p>なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキ</p>	

発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビ、ラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

別表1 特別警報の指標一覧表

種類	指標	七ヶ浜町における50年に一度の値
雨を要因とする特別警報	<p>以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続けると予想される場合に発表する。</p> <p>①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。</p> <p>②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみをカウント対象とする）。</p>	<p>【48時間降水量】 326mm</p> <p>【3時間降水量】 134mm</p> <p>【土壌雨量指数】 208</p>
台風等を要因とする特別警報の指標	<p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。</p> <p>台風については、指標となる中心気圧、風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表。</p> <p>温帯低気圧については、指標となる風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を、特別警報として発</p>	二

時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビ、ラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称を用いられる場合がある。

別表1 特別警報の指標一覧表

現象の種類	基準	七ヶ浜町における50年に一度の値
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	<p>【48時間降水量】326mm</p> <p>【3時間降水量】134mm</p> <p>【土壌雨量指数】208</p>
暴風	数十年に一度の強度の暴風が吹くと予想される場合	二
高潮	の台風や同程度の温帯低気圧による高潮になると予想される場合	
波浪	帯低気圧により波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	<p>【積雪深】38cm</p> <p>（地点名：仙台）</p>

	表する。	
雪を要因とする特別警報の指標	府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。	【積雪深】 38mm (地点名：仙台)

別表 2 警報・注意報発表基準一覧表

令和元年 5 月 29 日現在

発表官署 仙台管区気象台

(略)				
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	18
		(土砂災)	土壌雨量指数基準	108
	洪水		流域雨量指数基準	—
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	陸	18m/s
			海	18m/s
	暴風雪	平均風速	陸	18m/s 雪を伴う
			海	18m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨	表面雨量指定基準	11	
		土壌雨量指数基準	86	
	洪水	流域雨量指数基準	—	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸	13m/s
			海	13m/s

別表 2 警報・注意報発表基準一覧表

令和 4 年 5 月 26 日現在

発表官署 仙台管区気象台

(略)				
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	18
		(土砂災)	土壌雨量指数基準	120
	洪水		流域雨量指数基準	—
			複合基準*1	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	陸	18m/s
			海	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸	18m/s 雪を伴う
			海	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.6m		
注意報	大雨	表面雨量指定基準	11	
		土壌雨量指数基準	94	
	洪水	流域雨量指数基準	—	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸	13m/s
			海	15m/s

	風雪	平均風速	陸	13m/s 雪を伴う
			海	13m/s 雪を伴う
	(略)			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨	100mm		
*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している				
*2 冬期の気温は仙台管区气象台、石巻特別地域気象観測所の値。				
75	2. 火災気象通報			
	通報基準番号	通報内容		
	1	実行湿度 65%以下、最小湿度 45%以下で、平均風速 7m/s 以上が予想された場合。		
	2	実効湿度 60%以下、最小湿度 35%以下が予想された場合。		
	3	平均風速 13m/s(江ノ島、北～東南東 18m/s) 以上が予想された場合。 (ただし、降雨時又は降雪時は通報しないこともある。)		
78	第3. _____ 警報等の伝達			
	_____ 仙台管区气象台が発表した _____ 警報・注意報等は、气象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達システムにより町等の関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知するよう努める。なお、県及び町は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合			

	風雪	平均風速	陸	13m/s 雪を伴う
			海	15m/s 雪を伴う
	(略)			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨	100mm		
*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している				
*2 冬期の気温は仙台管区气象台、石巻特別地域気象観測所の値。				
	2. 火災気象通報			
	通報基準	仙台管区气象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準 (注) 基準の詳細は(別表2) 警報・注意報発表基準一覧表を参照		
	地域区分	七ヶ浜町全域を単位とする。(二次細分区域)		
	通報方法	<ul style="list-style-type: none"> 仙台管区气象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報(臨時通報)する。 火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。 		
	通報区分	乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 強風注意報→火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】		
	第3. 気象警報等の伝達			
	気象庁及び仙台管区气象台が発表した気象警報・注意報等は、气象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達システムにより町等の関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知するよう努める。なお、県及び町は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。			

「宮城県
地域防災
計画」の
修正

「宮城県
地域防災
計画」の
修正

	<p>は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。</p> <p>第4. 異常現象の発見者の通報と措置</p> <p>●災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、速やかにその旨を町長、消防機関又は警察<u>署</u>に通報しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>第4. 異常現象の発見者の通報と措置</p> <p>●災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、速やかにその旨を町長、消防機関又は警察<u> </u>に通報しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p>
79	<p>第2節 防災活動体制</p> <p>第1. 目的</p> <p>災害が発生した場合、町内の広い範囲で住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町、防災関係機関は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集、応急対策等を実施することが重要である。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第2. 町の活動<u> </u></p> <p>詳細<u>については</u>、地震災害対策編 P. ●第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災活動体制</p> <p>「第3. 町の活動<u> </u>」を準用する。</p>	<p>第2節 防災活動体制</p> <p>第1. 目的</p> <p>災害が発生した場合、町内の広い範囲で住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町、防災関係機関は、災害<u>時には</u>、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集、応急対策等を実施することが重要である。</p> <p>第2. 初動対応の基本的考え方</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.118 第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災活動体制</p> <p>「第2. 初動対応の基本的考え方」を準用する。</p> <p>第3. 町の活動<u>体制</u></p> <p>詳細<u> </u>は、地震災害対策編 P.118 第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災活動体制</p> <p>「第3. 町の活動<u>体制</u>」を準用する。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
80	<p>第3. 動員計画</p> <p>2. 動員の<u>伝達及び配備</u></p> <p>第4. 災害対策本部</p> <p><u>災害対策本部の設置は次のとおりとする。</u></p> <p>●一定の町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。</p> <p>●一定の町域に災害応急対策を必要とする場合。</p>	<p>第4. 動員計画</p> <p>2. 動員の<u>動員体制</u></p> <p>第5. 災害対策本部</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

	<p>●災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。</p> <p>●その他、町長が必要と認めたとき。</p> <p>(追加)</p>	<p>詳細は、地震災害対策編 P.120 第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 第5. 災害対策本部 「1. 災害対策本部の設置基準」を準用する。</p>	
84	<p>第3節 警戒活動 第3. 水防活動</p> <p>(略)</p> <p>●水防団及び消防機関は、出水時に_____迅速な水防活動を実施するため、 _____河川管理者、県及び町と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよ う、洪水警報の危険度分布で薄い紫が出現するなど必要に応じ水防上____の必要 がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域へ の立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 警戒活動 第3. 水防活動</p> <p>(略)</p> <p>●_____消防機関は、出水時に<u>土のう積み</u>等迅速な水防活動を実施する_____。 <u>また</u>、河川管理者、県及び町と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよ う、洪水警報の危険度分布で薄い紫が出現するなど必要に応じ水防上<u>緊急</u>の必要 がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域へ の立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>「宮城県 地域防災 計画」の 修正</p>
85	<p>第4. 土砂災害警戒活動</p> <p>町長は、宮城県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係_ある団体へ伝達するよう努める。</p> <p>また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険個所の警戒活動を行うとともに、_____大雨警報（土砂災害）の危険度分布____等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難<u>勧告</u>等の_____必要な措置を講じる</p>	<p>第4. 土砂災害警戒活動</p> <p>町長は、宮城県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係<u>の</u>ある団体へ伝達するよう努める。</p> <p>また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険個所の警戒活動を行うとともに、<u>土砂キキクル</u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難<u>情報</u>の<u>発令</u>等の必要な措置を講じる</p>	<p>「宮城県 地域防災 計画」の 修正</p>
86	<p>第4節 避難・誘導対策 第1. 目的</p> <p>災害発生時又は災害発生のおそれがある場合において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、町及び_____関係機関は、適</p>	<p>第4節 避難活動 第1. 目的</p> <p>災害発生時又は災害発生のおそれがある場合において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、町及び<u>防災</u>関係機関は、適</p>	<p>「宮城県 地域防災 計画」の 修正</p>

87	<p>切な避難の<u>勧告又は指示</u>を行うとともに、速やかに<u>指定避難所</u>を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間、<u>あるいは住家の復旧がなされるまでの間</u>、管理運営に当たる。</p> <p>2. <u>避難勧告等の対象とする避難行動</u></p> <p><u>避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次のすべての行動を避難行動とする。</u></p> <p>(1) <u>指定緊急避難場所への立ち退き避難</u> <u>(追加)</u></p>	<p>切に避難の<u>指示等</u>を行うとともに、速やかに<u>指定緊急避難場所の開放及び</u>指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間、<u>あるいは住家の復旧がなされるまでの間</u>、管理運営に当たる。</p> <p>2. <u>住民がとるべき避難行動</u> (洪水・土砂災害・高潮等)</p> <p>(1) <u>避難リードタイムを確保できる場合にとる避難行動</u> <u>高齢者等避難、避難指示の発令時等、避難のリードタイム</u> <u>(指定緊急避難場所への立退き避難に要する時間)が確保できる場合には、立退き避難を基本とし、次のいずれかの避難行動をとる。</u></p> <div data-bbox="1099 798 1912 1106" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●<u>立退き避難</u> <u>災害リスクのある区域等の住民等が、指定緊急避難場所又は安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル・旅館)への移動等対象とする災害から安全な場所に移動する。</u></p> <p>●<u>屋内安全確保</u> <u>災害のリスクのある区域等においても、住民等がハザードマップ等で浸水想定区域、浸水等を確認し、自宅・施設等への浸水しない上階への移動又は上層階に留まるなど自らの判断で計画的に身の安全を確保する。</u></p> </div>	「宮城県地域防災計画」の修正
87	<p>(2) <u>近隣の安全な場所(近隣より安全な場所・建物等)への立ち退き避難</u> <u>(追加)</u></p>	<p>(2) <u>緊急安全確保(リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動)</u> <u>緊急安全確保の発令時(※)等、立退き避難を行う必要のある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫するなどして避難することができなかつた等、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には、立退き避難から行動を変容</u></p>	「宮城県地域防災計画」の修正

<p><u>(3) 屋内安全確保（その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への避難）</u></p> <p>第2. <u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p>1. <u>町は避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する必要がある。</u></p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始</u>については、それを発令したからといって必ずしも避難勧告・指示をださなければならないわけではなく、危険が去った場合には、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>のみの発令でおわることもあり得る。このような認識の下、時期を<u>逃</u>さずに<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令すべきである。</p> <p>1. 土砂災害 他の水災害と比較して突発性が高く、予測が困難な土砂災害に対しては、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を積極的に活用することとし、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>が発令された段階から自発的に避難<u>開始</u>することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に推奨するよう努める。</p> <p>2. 高潮災害 高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性がある<u>等</u>、<u>避難勧告</u>を発令する可能性がある場合に、<u>避難準備・</u></p>	<p><u>し、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。</u></p> <p><u>※町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第2. _____ 高齢者等避難 _____</p> <p>_____ 町は _____ 避難指示 _____ のほか、 _____ 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>とともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける</u> _____ 高齢者等避難 _____ を伝達する必要がある。</p> <p>_____ 高齢者等避難 _____ については、それを発令したからといって必ずしも避難勧告・指示をださなければならないわけではなく、危険が去った場合には _____ 高齢者等避難 _____ のみの発令でおわることもあり得る。このような認識の下、時期を<u>逸</u>さずに _____ 高齢者等避難 _____ を発令すべきである。</p> <p>1. 土砂災害 他の水災害と比較して突発性が高く、予測が困難な土砂災害に対しては、 _____ 高齢者等避難 _____ を積極的に活用することとし、 _____ 高齢者等避難 _____ が発令された段階から自発的に避難<u>を開始</u>することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に推奨するよう努める。</p> <p>2. 高潮災害 高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性がある<u>など</u>、<u>避難指示等</u>を発令する可能性がある場合に、 _____</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
--	---	---

<p>高齢者等避難開始を発令することを基本とする。台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料とする。</p> <p>3. 夜間に備えた対応</p> <p><u>立ち退き避難が困難となる夜間</u>において、避難勧告を発令する可能性がある場合には、夕方等の<u>明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令することを検討する。<u>具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）が夜間にかけて継続する場合、または大雨注意報が発表されている状況で、当該注意報の中で夜間～翌日早期に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合が該当する。</u></p> <p>第3. 避難の<u>勧告又は指示</u></p> <p>災害<u>により</u>、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、<u>住民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。</u></p> <p><u>また、町長は、大雨の避難そのものに危険を伴うなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難勧告等を発令する。</u></p> <p><u>「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</u></p> <p><u>「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。</u></p> <p><u>なお、町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内安全確保等の安全確保措置を指示することができる。</u></p>	<p><u>高齢者等避難</u>を発令することを基本とする。台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料とする。</p> <p>3. 夜間に備えた対応</p> <p><u>前線や、台風等により立ち退き避難が困難となる夜間・未明</u>において、避難<u>情報</u>を発令する可能性がある場合には、夕方等の<u>暗くなる前の</u>時間帯に<u>高齢者等避難</u>を発令することを検討する。</p> <p>第3. 避難の<u>指示等</u></p> <p>災害<u>時において</u>、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、<u>町長は、住民に対して速やかに避難の立退きを指示する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>また、町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急に安全を確保するための</u></p>	<p>修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
--	---	---

特に、土砂災害や下水道による水害については、突発性が高く正確な事前予測が困難であることが多いため、町長は指定緊急避難場所の開設を終えていない状況であっても躊躇なく避難勧告等を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。

88 第4. 避難の勧告又は指示の内容及び周知
 1. 避難の勧告又は指示等の基準
 避難の勧告又は指示等は 次の区分により実施する。

<p><u>避難準備・高齢者避難開始</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣の浸水や、当該地域の降雨状況、降雨予測等により浸水の危険が高いと予測されるとき。 ●<u>近隣で土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化）を発見したとき。</u> ●<u>土砂災害警戒情報が発表されたとき。</u> ●その他、町長が必要と認めるとき。
<p><u>避難勧告</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣で浸水が拡大しつつあるとき。 ●<u>高潮警報発令時</u> ●<u>近隣で土砂災害の前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）を発見したとき。</u> ●火災が発生し、住民に生命の危険性が及ぶと認められるとき。 ●有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し、または流出拡散の恐れがあり、住民に生命の危機が認められるとき。 ●災害の状況により、事前の避難を要すると認められるとき。 ●その他、町長が必要と認めるとき。
<p><u>避難指示（緊急）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣で浸水が床上に及んでいるとき。 ●<u>現在の潮位が、危険潮位に到達したとき。</u> ●<u>海岸堤防の倒壊や決壊が発生したとき。</u> ●<u>水門等の防潮施設に支障があるとき。</u> ●<u>異常な越波が発生したとき。</u> ●<u>近隣で土砂災害が発生したとき。</u>

措置を指示することができる。
（削除）

第4. 避難の 指示等の内容及び周知
 1. 避難の 指示等の基準
 避難の 指示等は概ね次の区分により実施する。

<p><u>警戒レベル3 高齢者等避難</u></p>	<p><u>【土砂災害】</u></p> <p><u>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合</u></p> <p><u>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</u></p> <p><u>3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</u></p> <p><u>【高潮】</u></p> <p><u>1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合</u></p> <p><u>2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域がかかると予想されている、又は台風が接近することが見込まれる場合</u></p> <p><u>3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</u></p>
---------------------------------	---

「宮城県地域防災計画」の修正

	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣で土砂移動現象や土砂災害の前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき。 ●火災が発生し、住民に生命の危険性が著しく切迫していると認められるとき。 ●有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し、または流出拡散の恐れがあり、住民に生命の危機が著しく切迫していると認められるとき。 <p>□その他危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。</p> <p>□ その他、町長が必要と認めるとき。</p>		<p><u>4：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</u></p> <p><u>【その他】</u></p> <p>1：近隣での浸水や、当該地域の降雨状況、降雨予測等により浸水の危険が高いと予測されるとき</p> <p>2：その他、町長が必要と認めるとき</p>	
		<p><u>警戒レベル 4</u> <u>避難指示</u></p>	<p><u>【土砂災害】</u></p> <p><u>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）が発表された場合</u></p> <p><u>2：土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）となった場合</u></p> <p><u>3：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</u></p> <p><u>4：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</u></p> <p><u>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</u></p> <p><u>【高潮】</u></p> <p><u>1：高潮警報（警戒レベル 4 相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル 4 相当情報[高潮]）が発表された場合</u></p> <p><u>2：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間 から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）</u></p> <p><u>【その他】</u></p> <p>1：近隣で浸水が拡大しつつあるとき</p> <p>2：火災が発生し、住民に生命の危険性が及ぶと認められるとき</p>	

			<p>3：有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し、または流出拡散の恐れがあり、住民に生命の危機が認められるとき</p> <p>4：災害の状況により、事前の避難を要すると認められるとき</p> <p>5：その他、町長が必要と認めるとき</p>	
		<p><u>警戒レベル5</u> 緊急安全確保</p>	<p>【土砂災害】</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>3：土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>4：近隣で土砂移動現象や土砂災害の前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき</p> <p>【高潮】</p> <p>1：水門、陸閘等の異常が確認された場合</p> <p>2：潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合</p> <p>3：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合</p> <p>4：海岸堤防等が倒壊した場合</p> <p>5：異常な越波・越流が発生した場合</p> <p>6：水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合</p> <p>【その他】</p> <p>1：近隣で浸水が床上に及んでいるとき</p> <p>2：火災が発生し、住民に生命の危険性が著しく切迫していると認められるとき</p> <p>3：有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し、または流出拡散の恐れがあり、住民に生命の危機が著しく切迫していると認められるとき</p> <p>4：その他危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき</p> <p>5：その他、町長が必要と認めるとき</p>	

<p>91</p>	<p>第5. 避難誘導</p> <p>住民等の避難誘導は、地域防災計画に定めるところによるが、町職員、警察官、消防職員等は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（_____避難場所・_____避難所）への円滑な誘導に努める。</p> <p>誘導に当たっては、<u>避難路の安全を確認しつつ、できるだけ地区ごとなどの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行うものとする。</u>なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」の措置を講ずべきことにも留意する。</p> <p>また、町は、_____避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援<u>など</u>の緊急対策を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第5. 避難誘導</p> <p>住民等の避難誘導は、地域防災計画に定めるところによるが、町職員、警察官、消防職員等は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（<u>指定緊急</u>避難場所・<u>指定</u>避難所）への円滑な誘導に努める。</p> <p>誘導に当たっては、_____安全を確認しつつ、_____避難行動要支援者の<u>安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</u>なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>立退き避難から行動を変容し緊急安全確保</u>の措置を講ずべきことにも留意する。</p> <p>また、町は、<u>消防職団員、町職員等</u>避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援<u>等</u>の緊急対策を行う。</p> <p><u>第6. 指定緊急避難場所の開放及び周知</u></p> <p><u>町は、災害時には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
<p>92</p>	<p>第6. 避難所の開設及び運営</p> <p>指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居<u>など</u>を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>第7. 避難所の開設及び運営</p> <p>指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居<u>等</u>を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。</p> <p><u>町は、災害の規模にかんがみ必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

<p>93</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第7. 避難長期化への対処</p> <p>第8. 帰宅困難者対策</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第9. 浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設等の災害応急対策</p>	<p>第8. 避難情報の発令等による広域避難</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.201 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動 「第7. 避難情報の発令等による広域避難」を準用する。</p> <p>第9. 避難長期化への対処</p> <p>第10. 帰宅困難者対策</p> <p>第11. 孤立集落の安否確認対策</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.203 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動 「第10. 孤立集落の安否確認対策」を準用する。</p> <p>第12. 浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設等の災害応急対策</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>	
<p>94</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第10. 在宅避難者への支援</p> <p>詳細については、地震災害対策編 P.204 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動 「第10. 在宅避難者への支援」を準用する。</p> <p>第11. 学校・社会福祉施設等における避難対策</p> <p>詳細については、地震災害対策編 P.205 第2章 災害応急対</p>	<p>第13. 広域避難者への支援</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.204 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動 「第11. 広域避難者への支援」を準用する。</p> <p>第14. 在宅避難者への支援</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.204 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動 「第12. 在宅避難者への支援」を準用する。</p> <p>第15. 学校・社会福祉施設等における避難対策</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.205 第2章 災害応急対</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
<p>95</p>	<p>第10. 在宅避難者への支援</p> <p>詳細については、地震災害対策編 P.204 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動 「第10. 在宅避難者への支援」を準用する。</p> <p>第11. 学校・社会福祉施設等における避難対策</p> <p>詳細については、地震災害対策編 P.205 第2章 災害応急対</p>	<p>第13. 広域避難者への支援</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.204 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動 「第11. 広域避難者への支援」を準用する。</p> <p>第14. 在宅避難者への支援</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.204 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動 「第12. 在宅避難者への支援」を準用する。</p> <p>第15. 学校・社会福祉施設等における避難対策</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.205 第2章 災害応急対</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

	<p>策 第13節 避難活動 「<u>第1.1.</u> 学校・社会福祉施設等における避難対策」を準用する。</p> <p>第<u>1.2.</u> 避難所以外への避難者の誘導 詳細<u>について</u>は、地震災害対策編 P.205 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動 「<u>第1.2.</u> 避難所以外への避難者の誘導」を準用する。</p>	<p>策 第13節 避難活動 「<u>第1.3.</u> 学校・社会福祉施設等における避難対策」を準用する。</p> <p>第<u>1.6.</u> 避難所以外への避難者の誘導 詳細<u> </u>は、地震災害対策編 P.205 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動 「<u>第1.4.</u> 避難所以外への避難者の誘導」を準用する。</p>	記述の適正化																																
96	<p>第5節 災害情報の収集・伝達体制 第1. 目的 災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速、かつ、的確に把握する体制を整えるものとする。 (略)</p>	<p>第5節 災害情報の収集・伝達体制 第1. 目的 災害時において、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速、かつ、的確に把握する体制を整えるものとする。 (略)</p>	記述の適正化																																
107	<p>第14節 救急・救助活動</p> <table border="1" data-bbox="259 976 1061 1123"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u> </u></td> <td></td> <td><u> </u></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u> </u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				<u>(追加)</u>	<u> </u>		<u> </u>	<u>(追加)</u>	<u> </u>			<p>第14節 救急・救助活動</p> <table border="1" data-bbox="1088 976 1912 1123"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●感染症対策</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>●救急・救助用資機材の整備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)	○			●感染症対策	○		○	●救急・救助用資機材の整備	○			「宮城県地域防災計画」の修正
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																
(略)																																			
<u>(追加)</u>	<u> </u>		<u> </u>																																
<u>(追加)</u>	<u> </u>																																		
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																
(略)	○																																		
●感染症対策	○		○																																
●救急・救助用資機材の整備	○																																		
111	第18節 公共土木施設等の応急 <u>復旧</u>	第18節 公共土木施設等の応急 <u>対策</u>	記述の適正化																																
119	<p>第26節 <u> </u>廃棄物処理活動<u>及び障害物の除去</u> 詳細<u>について</u>は、地震災害対策編 P.244 第2章 災害応急対策 「第23節 <u> </u>廃棄物処理活動<u>及び障害物の除去</u>」を準用す</p>	<p>第26節 <u>災害</u>廃棄物処理活動<u> </u> 詳細 <u> </u>は、地震災害対策編 P.244 第2章 災害応急対策 「第23節 <u>災害</u>廃棄物処理活動 <u> </u>」を準用す</p>	「宮城県地域防災計画」の修正																																

	る。		る。								
121	<p>第28節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <table border="1"> <tr> <td>主管部署</td> <td>水道部、総務部</td> </tr> <tr> <td>関係部署</td> <td>東日本電信電話(株)宮城支店、 東北電力(株) <u>塩釜営業所</u>、 宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、塩釜ガス(株)</td> </tr> </table>	主管部署	水道部、総務部	関係部署	東日本電信電話(株)宮城支店、 東北電力(株) <u>塩釜営業所</u> 、 宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、塩釜ガス(株)	<p>第28節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <table border="1"> <tr> <td>主管部署</td> <td>水道部、総務部</td> </tr> <tr> <td>関係部署</td> <td>東日本電信電話(株)宮城支店、 東北電力(株) _____ ・ <u>東北電力ネットワーク(株)</u>、 宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、塩釜ガス(株)</td> </tr> </table>	主管部署	水道部、総務部	関係部署	東日本電信電話(株)宮城支店、 東北電力(株) _____ ・ <u>東北電力ネットワーク(株)</u> 、 宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、塩釜ガス(株)	実態に 合わせ 修正
主管部署	水道部、総務部										
関係部署	東日本電信電話(株)宮城支店、 東北電力(株) <u>塩釜営業所</u> 、 宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、塩釜ガス(株)										
主管部署	水道部、総務部										
関係部署	東日本電信電話(株)宮城支店、 東北電力(株) _____ ・ <u>東北電力ネットワーク(株)</u> 、 宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、塩釜ガス(株)										
125	<p>第32節 災害種別毎応急対策</p> <p>第2. 火災応急対策</p>	<p>第32節 災害種別毎応急対策</p> <p>第2. 火災応急対策</p>	記述の適 正化								
126	<p>4. 消防本部の活動</p> <p>(2) 火災の初期消火と延焼防止 火災が発生した場合は、消防団や<u>自主防災組織</u>を指揮し、 初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。</p> <p>5. 消防団の活動</p> <p>(4) 避難誘導 避難の指示・<u>勧告</u>が出された場合は、関係機関と連絡をと りながら、住民を安全な場所に誘導する。 (略)</p>	<p>4. 消防本部の活動</p> <p>(2) 火災の初期消火と延焼防止 火災が発生した場合は、消防団 _____ を指揮し、 初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。</p> <p>5. 消防団の活動</p> <p>(4) 避難誘導 避難の指示<u>等</u>が出された場合は、関係機関と連絡をとりな がら、住民を安全な場所に誘導する。 (略)</p>	実態に合 わせ修 正								
130	<p>第3. 危険物等災害応急対策</p> <p>3. 危険物施設</p> <p>(1) 陸上における消防機関の応急対策 石油 _____ 等危険物取扱施設の応急措置については、関係事業 所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、 次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう 指導する</p>	<p>第3. 危険物等災害応急対策</p> <p>3. 危険物施設</p> <p>(1) 陸上における消防機関の応急対策 石油<u>類</u>等危険物取扱施設の応急措置については、関係事業 所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、 次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう 指導する</p>	記述の適 正化								
131	<p>(3) 災害発生事業所等における応急対策</p> <table border="1"> <tr> <td>①大量油の<u>排</u>出があっ た場合</td> <td>●オイルフェンスの展張、その他<u>排</u>出<u>され</u>た油の拡がり を防止するための措置をとる。</td> </tr> </table>	①大量油の <u>排</u> 出があっ た場合	●オイルフェンスの展張、その他 <u>排</u> 出 <u>され</u> た油の拡がり を防止するための措置をとる。	<p>(3) 災害発生事業所等における応急対策</p> <table border="1"> <tr> <td>①大量油の<u>流</u>出があっ た場合</td> <td>●オイルフェンスの展張、その他<u>流</u>出<u>し</u>た油の拡がり を防止するための措置をとる。</td> </tr> </table>	①大量油の <u>流</u> 出があっ た場合	●オイルフェンスの展張、その他 <u>流</u> 出 <u>し</u> た油の拡がり を防止するための措置をとる。	「宮城県 地域防災 計画」の				
①大量油の <u>排</u> 出があっ た場合	●オイルフェンスの展張、その他 <u>排</u> 出 <u>され</u> た油の拡がり を防止するための措置をとる。										
①大量油の <u>流</u> 出があっ た場合	●オイルフェンスの展張、その他 <u>流</u> 出 <u>し</u> た油の拡がり を防止するための措置をとる。										

	<ul style="list-style-type: none"> ● 損傷箇所の修理、その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。 (略) ● 排出された油の回収を行う。 ● 油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。なお、油処理剤の使用については十分留意すること。 <u>(追加)</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ● 損傷箇所の修理、その他引き続き油が流出しないよう防止するための措置をとる。 (略) ● 流出された油の回収を行う。 ● 油処理剤の散布により、流出油の処理を行う。なお、油処理剤の使用については十分留意すること。 <u>● 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。</u> 		修正
132	②危険物の排出があった場合	<ul style="list-style-type: none"> (略) ● 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。 (略) 	②危険物の流出があった場合	<ul style="list-style-type: none"> (略) ● 薬剤等により、流出された危険物の処理を行う。 (略) 	
	③宮城海上保安部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。		③宮城海上保安部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び流出油防除活動を実施する。		
133	<p>4. 高圧ガス取扱事業所</p> <p>第4. 海上災害応急対策</p> <p>1. 目的</p> <p>海上災害が発生した場合、県及び関係機関は航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止及び防除等に関し、関係機関がとるべき応急対策を実施する。</p> <p>2. 町の措置</p> <p>(略)</p> <p>流出油等の被害が沿岸に及ぶおそれがある場合は、必要に応じ巡視警戒を行うとともに、防除作業については、関係機関に協力する。</p>	<p>4. 高圧ガス施設</p> <p>第4. 海上災害応急対策</p> <p>1. 目的</p> <p>海上災害が発生した場合、県及び関係機関は航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、排出油等の拡散防止及び防除等に関し、関係機関がとるべき応急対策を実施する。</p> <p>2. 町の措置</p> <p>(略)</p> <p>排出油等の被害が沿岸に及ぶおそれがある場合は、必要に応じ巡視警戒を行うとともに、防除作業については、関係機関に協力する。</p>	「宮城県地域防災計画」の修正		
134	<p>3. 宮城海上保安部の海上災害応急対策</p> <p>(2) 海難救助等</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>3. 宮城海上保安部の海上災害応急対策</p> <p>(2) 海難救助等</p> <p>(略)</p> <p><u>● 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を嚴重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶の航行を制限し、又は禁止するなどの措置を行う。</u></p>	記述の適正化		
			「宮城県地域防災計画」の		

135	<p>(4) 流出油等の防除</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防除措置を講ずべき者_____及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。 ●危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災発生防止、航泊<u>禁止措置</u>又は<u>避難勧告</u>を行う。 ●危険物の防除作業に<u>あたって</u>は、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。 <p>(5) 海上交通安全の確保</p> <p>海上<u>における治安を維持</u>するため、次に掲げる措置を講<u>ず</u>る。</p>	<p>(4) 流出油等の防除</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防除措置を講ずべき者、<u>政府本部</u>及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。 ●危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災発生防止、航泊の<u>航行を制限し、又は禁止するなどの措置</u>を行う。 ●危険物の防除作業に<u>当たって</u>は、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。 <p>(5) 海上交通安全の確保</p> <p>海上<u>交通の安全を確保</u>するため、次に掲げる措置を講<u>じ</u>る。</p>	<p>修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>																		
144	<p>第3章 災害復旧・復興対策</p> <p>第7節 激甚災害の指定</p> <p>詳細<u>について</u>は、地震災害対策編 P.304 第3章 災害復旧・復興対策</p> <p>第7節 激甚災害の指定 <u>「第5 激甚災害指定基準」</u>を準用する。</p>	<p>第3章 災害復旧・復興対策</p> <p>第7節 激甚災害の指定</p> <p>詳細_____は、地震災害対策編 P.304 第3章 災害復旧・復興対策</p> <p><u>「第7節 激甚災害の指定」</u>_____を準用する。</p>	<p>記述の適正化</p>																		
145	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>第8節 災害対応の検証</u></p> <table border="1" data-bbox="1099 1015 1910 1050"> <tr> <td>主管部署</td> <td>総務課、防災対策室</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1099 1090 1910 1236"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●<u>検証の実施</u></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>検証結果の防災対策への反映</u></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>災害教訓の伝承</u></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>詳細は、<u>地震災害対策編 P.307 第3章 災害復旧・復興対策 第8節 「災害対応の検証」</u>を準用する。</p>	主管部署	総務課、防災対策室	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	● <u>検証の実施</u>	○			● <u>検証結果の防災対策への反映</u>	○			● <u>災害教訓の伝承</u>	○	○		<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
主管部署	総務課、防災対策室																				
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																		
● <u>検証の実施</u>	○																				
● <u>検証結果の防災対策への反映</u>	○																				
● <u>災害教訓の伝承</u>	○	○																			